

次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」（第5回）

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日までの5年間

2. 計画の内容

目標1 育児休業等を取得しやすい環境作りのための環境整備を行う

(対策)

令和4年4月～

- ・育児休業等に関する相談窓口を設置する。
- ・対象者に育児休業等の制度の周知と取得を個別に働きかける。
- ・社員に対し育児休業等に関する研修を行う。
- ・外部育児支援サービスの紹介を行う。

目標2 有給休暇の取得促進および所定外労働時間を削減する

(対策)

令和4年4月～

- ・働き方改革推進委員会を開催し課題を分析する。
- ・分析結果をイントラネットに掲示し、課題を社員で共有する。
- ・ノー残業デーを実施及び推進する。
- ・有給休暇取得促進期間を設定し、ワーク・ライフ・バランスの実現を図る。

以 上